



1各筆明細(農用地等の貸付申込兼農地中間管理権の設定)

整理番号		農地中間管理権の設定をする者（甲）		氏名 又は 名称				(住所)										
					(TEL)													
		農地中間管理機構（乙）		氏名 又は 名称	(一社)岐阜県農畜産公社 理事長			(住所)	岐阜市藪田南五丁目1 4 番 1 2 号									
権利の設定をする土地（A）				(乙) に設定する権利（B）							農地中間管理権の設定をする 土地の（甲）以外の権原者（C）				備考			
所 在				現況 地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内 容	始期 年月日	終期 年月日	賃料 (円/年)	賃料の 支払方法	賃料の 支払の 相手方	住所	氏 名 又 是 名 称		権原の 種 類	同意印	
市町村	大字	字	地番															
以上の土地の貸付けを申込むとともに、2共通事項を確認のうえ、この計画に同意します。																		
なお、甲は乙に手数料（賃料の 1.0%の金額）を支払うことに同意します。 ☐ [甲]の手数料同意チェック																		
農地中間管理権の設定をする者（甲）				(住所)				(氏名又は名称)				印						
農地中間管理機構（乙）				(住所)				岐阜市藪田南五丁目14番12号				(氏名又は名称) (一社)岐阜県農畜産公社 理事長 印						
農地中間管理権の設定をする者以外の者で農地中間管理権の 設定をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				(住所)				(氏名又は名称)										

2共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)賃料の支払猶予

この農用地利用集積等促進計画による賃借権又は使用貸借による権利(以下「賃借権等」という。)を設定する者(以下「甲」という)は、1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「乙」という。)が、災害その他やむを得ない事由のため賃料の支払期限までに支払うことができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2)賃料の減額

ア 乙は、賃借権等の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた賃料の額が、災害その他不可抗力により賃料より少ない収益となったときは、民法609条により、その収益の額に至るまで、甲に対し賃料の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて岐阜県の意見を聞くものとする。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物を使用及び収益することが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付けや収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(3)転貸

甲は、乙が目的物を転貸し、転借人に使用及び収益させることを承諾する。

(4)賃借権等の解約・解除・変更

ア 甲及び乙は、1の各筆明細に定める賃借権等の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、次のいずれかに該当するときは、賃借権等を解除することができる。

- ①農地中間管理権の取得後2年を経過してなお目的物の転貸を行うことができる見込みがないとき。
- ②目的物の転貸終了後2年を経過してなお目的物の転貸を行うことができる見込みがないとき。
- ③災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

ウ 甲及び乙は、賃借権等に関する事項の変更を行おうとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(5)修繕及び改良

ア 目的物の修繕は、乙及び転借人の責めに帰する場合を除き、甲が自らの費用において行う。ただし、緊急を要する場合、又は甲において修繕することができない場合、甲の同意を得て乙又は転借人が修繕することができる。このとき、乙又は転借人が支出した修繕の費用の償還を、甲に対して請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て転借人に目的物の改良を行わせることができる。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(6)附属物等の設置

ア 転借人が目的物に果樹等の永年性作物やハウス等の農業用施設等(以下「附属物」という。)の設置を行おうとするとき、転借人は、甲の同意を得るものとする。また、転借人は、付属物の設置を完了したとき、乙に対してその旨を通知するものとする。

イ 目的物に設置した附属物を収去する義務を転借人は、甲に対して直接負い、賃借権等の存続期間が終了した日から30日以内に履行しなければならない。ただし、附属物を収去しないことに甲が同意している場合、転借人は収去の義務を負わない。

(7)目的物の返還

ア 乙は、賃借権等の存続期間が終了したときは、その終了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為、又は通常の利用によって生じた形質の変更に係る原状回復、並びに(6)により設置された附属物の収去については、乙は義務を負わない。

イ 乙は、その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8)権利取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(9)賃料の支払い

ア 乙は、甲に対し、1の各筆明細に定める年間賃料を、下表により甲が指定した口座へ振込むものとする。

区 分	支払日
毎年の8月末日時点で権利が設定されている場合	当年の12月20日
当年の9月以降に利用権が設定されている場合	翌年の12月20日

※金融機関休業日の場合は翌営業日を支払日とする。

イ 甲が新たな振込先口座を指定しない場合、乙は甲が従前に指定した口座へ振込む。

(10)手数料の支払い

ア 甲は、農地中間管理事業に係る手数料徴収要領に基づき、乙に手数料を支払う。

イ 手数料の年額は年間賃料に手数料率(1.0%)を掛けた金額とし、1円未満の額は切り捨てる。

ウ 手数料に係る消費税及び地方消費税は手数料に含まれる。

エ 手数料の額は、賃料の額と併せて乙から甲へ通知する。ただし、乙の責に帰することができない事由により通知できないときはこの限りではない。

オ 手数料の支払いは、毎年、賃料の支払日に乙において甲の年間賃料から差し引いて行う。

(11)農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

目的物については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(12)その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び岐阜県が協議して定めるものとする。

<記載注意>

注1 機構事業に即した内容(転貸を前提とした記載、機構事業における契約解除条件、賃料支払基準等)となります。当該様式を基本に修正や追記が必要な場合は、各筆明細の作成、契約交渉を行う前に事前相談願います。

注2 その他契約条件がある場合は、項目等を追加し記載する。
<畦畔管理等を土地所有者が実施することとする場合の記載例>

(11)目的物の管理

目的物に係る畦畔の草刈等管理及び作物生産に係る日常的な水管理等は、甲が行うものとする。